

見えない貧困の社会的背景に関する一考察

— マルタ共和国を参考にして —

Social Background of Invisible Poverty :
The Republic of Malta as a Case Study

西 部 麻衣子

【要 旨】

本論文の目的は、見えない貧困の社会的背景を考察することである。今回は日本だけでなく、おなじ問題を抱えるヨーロッパの島国であるマルタ共和国を参考にして当該問題について検討した。日本では、バブル崩壊とともにホームレスが増加したが、現在ではその数が減少傾向にある。一方で、見えない貧困が注目され、特に若い世代の貧困が顕在化しづらくなっている。また、マルタ共和国においては、元々野宿者としてのホームレス数自体は少ないものの、家のない人々がシェルターを利用するケースが増加している。その背景には、近年の都市開発による住宅価格・家賃の高騰、カトリック教の国特有の家族関係、難民の増加なども含めて、個人による自助、教会や家族などによる相互扶助だけでは対応できない社会的問題が提示された。本論文では、マルタ共和国と日本に共通する課題として、住宅問題としてホームレスを捉えること、また社会保障が十分でない若者への支援を充実させることの2点を挙げた。

【キーワード】

貧困 見えない貧困 ホームレス マルタ共和国

【Abstract】

This paper aims to examine the social background of invisible poverty. We examined not only Japan but also Malta, an island nation in Europe that is facing the same problem. In Japan, the number of homeless people increased with the collapse of the bubble economy; however, the number is now on the decline. Alternatively, invisible poverty is attracting scholarly attention, and poverty is becoming less visible, especially among the younger generation. In addition, although the number of homeless people in Malta is small, the number of people without homes

using shelters is increasing. The background to this condition was presented as a social problem that cannot be addressed only through self-help by individuals and mutual assistance by churches and families. This background included soaring housing prices and rents due to recent urban development, family relations unique to Catholic countries, and the increase in the number of refugees. The result demonstrates two needs common to Malta and Japan were identified, namely, the view of homelessness as a housing problem and improvement of support for young people for whom social security is inadequate.

【Keyword】

Poverty Invisible poverty homelessness Malta

はじめに

日本のホームレスが増加したのは1990年代のことである。バブル崩壊によって、建設業の日雇労働者の仕事が激減し、その多くが失業とともに家を失った。2003年に開始された厚生労働省によるホームレスの実態調査によると、多い年では全国で約25,000人も野宿者が確認された。

2000年代に入るとホームレス支援に関する法律が制定され、支援制度も拡充した。そのためか、近年ではホームレス数が減少傾向にある。なお、昨年の実態調査によれば、平均年齢は約60歳、野宿歴は10年以上と、野宿者の高齢化と長期化が進んでいるようである（厚生労働省 2019）。

しかし他方で、高齢でも野宿者でもないが、実質的に家を持っていない人々が多くいることが明らかにされてきた。たとえば、2007年に話題になった「ネットカフェ難民」がその一例である。昨今では「若者のアンダークラス化」ともいわれ、野宿者としてのホームレスが減少していく一方で、若者の“見えない”貧困にスポットが当てられてきた。2013年には子ども若者支援法が制定され、国としても若者問題に力を入れて取り組んでいるところである。このように、日本ではかつてのようなホームレスは減少している一方で、これまで潜在化されていた貧困層の実態やニーズが徐々に浮かび上がってきた。

そこで本論文は、潜在化された貧困の社会的背景を明らかにすることを目的とした。この点をより深く考察するため、日本とおなじく見えない貧困の問題に直面しているマルタ共和国を参考にす。なお、マルタ共和国については、同国でホームレス支援を行う団体（YMCA Malta）にて得られる資料や新聞記事をインターネットより収集し、これらをもとに整理を行う。

次章以降は、まず日本のホームレスが問題化される過程と見えない貧困が登場する背景について説明をする（I）。続く章では、マルタ共和国のホームレスの実態とその原因について述べるとと

もに、ホームレスを見えなくさせている社会的背景に迫る（Ⅱ）。そしてⅠ～Ⅱをもとに考察を行う（Ⅲ）。

Ⅰ. 日本のホームレスは減少したのか

1. 戦後復興の過程で遠ざかる貧困への関心

本章では、日本においてホームレスが減少している過程を示す。そのため本項では、まずホームレスを歴史的にみることから始めたい。そこで、「浮浪者」・「浮浪児」という用語を出発点にして、かつての見える貧困について説明する。

「浮浪者」・「浮浪児」とは、家がなく路上にあふれ出た人々（引揚者、戦争遺児など）を指すときに使われた表現である。そのなかには、ヤミ市と呼ばれた不法な食糧配給に手を出したり、行き場もなく不良集団に身を寄せたりする大人や子どもがいた。生活をするこゝさえ厳しい、絶対的貧困の状態にあった人々は、支援というよりも、取り締まりの対象となっていた。なぜなら、これらの人々は不潔で、かつ治安を乱す者とみなされていたからである。事実、1945年に東京の上野で「浮浪者」の一斉強制収容が行われ、「浮浪者」をそれぞれ就業の有無で分離収容していた歴史がある（岩田 2017:46）。また、「浮浪児」も喫煙や窃盗に手を染める不良集団として扱われていた（岩田 2017:55）。現在では、それらの表現に含まれる差別的な意味から使用されなくなったが、かつては仕事もせず好き勝手に街をうろつく異質な人々と捉えられていたのだ。

その後の日本は戦後復興によって着実に経済成長を続けた。特に1960年代後半からは高度経済成長期に突入し、「一億総中流」と呼ばれたように、国民の生活水準は格段に向上していった。なお、1956年の経済白書に書かれた「もはや戦後ではない」というフレーズは、戦後の経済的苦境を乗り越えたことを示す象徴的な表現である。このように、戦後の焼け野原を経験した日本は、わずか20年余りで経済大国へと成長した。その一方で、貧困に対する人々の関心は徐々に遠ざかっていった。

2. 野宿者の増加による貧困問題の再発見

ところが1990年代になって事態は一変する。それが、株価と地価の急落によって引き起こされたバブル経済の崩壊である。その打撃を受けたのは投資家や不動産関係者だけではなく、企業の経営不振によるリストラ、ボーナスの不支給、さらにはローンが支払えずに自宅を手放すなど、多くの人々の生活に直接的な影響を与えた。

また、この時期から日本において野宿者が増加した。深刻だったのは、建設業に就く日雇労働者であった。なぜなら、バブル崩壊とともに日雇労働の求人数が減り、仕事と同時に住まいを失う人々が増えたからだ。そもそも日雇労働自体が不安定な雇用形態であるため、常に野宿になるリス

クを孕んでいた。そのため、特にこの時期には、野宿が一時的ではなく、常態化する人々が増加したと解釈の方が正しいといえる。1990年代を通して野宿者が減ることはなかった。たとえば大阪では、日雇労働者の街である「あいりん地区」を中心に、大阪市の他のエリアでも野宿者がみられるようになった（中山 1999：112）。

こうした野宿者の増加に対して、2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、ホームレス自立支援法）」が制定された。そして本法において、これまで「野宿者」、「路上生活者」、「住所不定者」などと呼ばれていた人々が「ホームレス」という用語に統一された。なお、「ホームレス」は「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」とされたが、欧米の定義と比較すると狭義だとして批判的な意見もみられる。実際、本論文の主題である見えない貧困も本定義には含まれない。

ホームレス自立支援法が制定された翌年には、国によって初めてホームレスの実態調査が開始された。初年度となった2003年は、全国で25,296人のホームレスが確認され、最も人数が多かった都道府県は大阪府（6,603人）で、全国的なホームレスの平均年齢は55.9歳と報告された（厚生労働省 2003）。このように全国的なホームレスの実態把握が行われたことで、実に多くの人々が不安定な生活を送っていることが明らかになった。

3. ホームレスの減少と貧困の潜在化

前章で述べたように2003年時点でのホームレス数は25,296人であったが、2019年の調査では4,555人と、近年は減少傾向にある。その原因について名古屋市で調査を行った藤田博仁によると、①生活保護の積極的な利用によってホームレスに至らないケースが増えたこと、次に②「新しいホームレス」が増えたこと、がホームレスの減少と関係があるとした（藤田 2012）。前者は、自立支援ホームへの入所や生活保護制度の利用のしやすさが、結果的に野宿になるのを予防したとする見方である。また後者の「新しいホームレス」は、「社員寮→ネットカフェ→福祉を繰り返し利用しており、その実態は漠として掴めず、概数調査では把握困難な人々」（藤田 2012：33）が増加したことを意味する。

これはいわゆる「ネットカフェ難民」である。「ネットカフェ難民」とは、安定した住居がなくネットカフェを寝泊まりの場所としている人々を指す。同様の状況はネットカフェに限らず、ファーストフード店やカラオケボックスなどでも当てはまる。

2007年に厚生労働省は「ネットカフェ難民」のような「住居喪失不安定就労者」の実態調査を行った。そこで明らかになったのは、寝泊まりする場所としてネットカフェを利用する人々が非常に多いということだ（厚生労働省 2007）。そして、その多くが非正規雇用の若年層であることもわかった。不安定な雇用状況や家庭環境の複雑さから戻る居場所がなく、ネットカフェなどに辿りつく若者が多いという。この頃より、徐々に見えない貧困に目が向けられるようになり、しばしば子ども

の貧困や女性の貧困などとテーマ化されてきた。こうして潜在化する貧困に関心を寄せることで、厳しい状況にしながら声が出しづらい人々の姿を浮かび上がらせてきた。

貧困を正確に理解するためには、ホームレスなどの見える姿だけでなく、どのように人々が生活に困っているのかというニーズに着目して捉えることが、増々重要になってきている。次章で参考にするマルタ共和国も、見えない貧困に直面している。日本と比較し、野宿者は少ないにもかかわらず、実質的に家がない人々が増加する同国に、どのような社会的背景があるのか。次章以降で詳しく述べていく。

II. マルタ共和国におけるホームレス

1. マルタ共和国の概要

マルタ共和国とは、そもそもどのような国なのか。ここでは、まず同国に関する情報を共有したうえで具体的な内容に進みたい。

マルタ共和国はイタリア半島とアフリカ大陸の間に位置し、マルタ島、ゴゾ島、コミノ島の3つから構成されている島国である。国土の面積は淡路島の半分ほどであるが、人口は約51万人と人口密度は高い国である。島内には地中海を臨む美しいビーチがあり、夏にはヨーロッパを中心に世界から観光客が訪れる。また、要塞都市としての姿を残す貴重な街並みが評価され、首都のヴァレッタは世界遺産に登録されている。

この小さな島国であるマルタ共和国は、歴史的にみると幾度となく他国からの侵略を受けてきた。なかでもアラブによる支配は長く続き、公用語であるマルタ語の発音はアラビア語と類似する点があり、言語の面で影響を受けている。またイギリスは、1964年に同国が独立するまでの間、約160年間も占領下に置いてきた。そのため、法律や文化の面でイギリスの影響を強く受けている。なお、マルタ共和国は2004年に欧州連合（以下、EU）への加盟を果たしている。加盟後は積極的に海外企業を誘致したり、街を都市化させたりと、小国ではあるもののEUにおける存在感は近年強くなっている。しかし他方で、政府内での汚職の蔓延、海外の富裕層への不適切な市民権付与（ゴールデンパスポート制度）など、国内外から批判されることも度々あった。特に、ゴールデンパスポートといわれる同国へ一定以上の不動産投資をした富裕層に対してパスポートを付与する制度は、マルタ共和国の主要な財源として活用されていたが、交付審査の過程で問題が発覚したため、EU当局より廃止勧告を受けている^{註1}。そもそも同国は天然資源にあまり恵まれていないため、近年は観光業や富裕層向けのアピールに力を入れており、ゴールデンパスポートもその一環だったといえる。また、富裕層をターゲットに街を変化させてきたことが、本論文で取り上げるマルタ共和国の見えない貧困、特にホームレス問題と深く関係している。

2. マルタ共和国におけるホームレスとは

日本では前述したとおり、1990年代のバブル崩壊を受けて、建設業の日雇労働者を中心に失業者が増加したことによって野宿者が路上でよくみられるようになった。つまり、目に見える形で貧困が立ち現れたために、人々がそれを問題として認識するようになった。しかし、本論文で取り上げるマルタ共和国のホームレスの発見は少し事情が異なる。

そもそも同国でホームレスが問題化されたのはごく最近のことである。それまでは、野宿者数の少なさもあってか、マルタ共和国にはホームレスは存在しないと思いついていて人々もいたという。実際、マルタ政府は、2013年から2018年の5年間で野宿者は27人と報告している。もちろん1人でも野宿者がいれば、貧困が顕在化していることにはなるが、数だけでいうと圧倒的に少ないのがわかる。

次に、マルタ共和国で、一体どのような状態の人々がホームレスといわれるのか、という点を整理したい。日本の法律上の定義では、ホームレスは野宿者にあたる。前述のように、今や日本でも当該定義ではホームレスの理解が十分にできなくなっている。同様に、マルタ共和国のホームレスを考える際にも、野宿者だけを想定しては現状を十分に説明できない。事実、このような隠れたホームレスは、実質的に家のない人々であるからだ。たとえば、友人宅を転々としている人、廃墟で寝泊まりしている人、ガレージで生活している人、車の中で生活している人、DV被害から逃れたくても逃れられない人などが挙げられる。そのため、マルタ共和国におけるホームレスについて述べる際には、広義に「ホームレス」という用語を使用することとする。

では、なぜマルタ共和国において、人々がホームレスを問題視するようになったかというところ、それは現場からの声によるところが大きかった。同国で若者や生活困窮者などの支援を行うYMCA Malta（以下、YMCA）は、生活困窮者やDV被害者を保護するシェルターを国内で運営している。そのシェルターの利用者のなかで、家のないケースが非常に多いことが明らかになったという。そこでYMCAでは、隠れたホームレスの実態を社会に周知させるキャンペーン（Y'v i s i b l e）を行っている。それだけでなく、ホームレスについて調査研究を行い、実践と研究の両方からホームレスの理解と支援を進めている。

YMCAがここまで本格的にホームレス問題に取り組むのには、ある理由がある。それは、同国にはホームレスが法律上定義されていないからである。国教がローマ・カトリック教（以下、カトリック）であるマルタ共和国では、ホームレスは教会や慈善団体から救済される対象とみなされる傾向が強い。まずはホームレスが社会的な問題であることを人々に認識してもらい、そのうえで公的支援制度を拡充させていくというねらいがYMCAにはあるのだろう。つまりこれは、“社会福祉”としてホームレス問題に対応することが、マルタ共和国には求められているといえる。

3. なぜ人々はホームレスになるのか

(1) 住宅・家賃価格の高騰

ホームレス状態にあるということは、人々が何らかの理由で家を失っているということである。マルタ共和国では、シェルター利用者のほとんどが住む家がないという理由で入所しているというが、なぜ人々は住まいを失ってしまうのか。本項では、その理由を3点に分けて説明する。まず、住宅・家賃価格の高騰である。

近年、マルタ共和国は海外資本の呼び込みに力を入れていると先にも述べた。たとえば、海外の投資家や企業などに税制上の優遇措置（タックスヘイブン）を行っている。この税率は最低5%まで引き下げられるということで、海外企業がマルタ共和国に進出する例が多数みられる。またゴールデンパスポート制度の導入によって莫大な外貨も獲得している。そのほか、主要産業である観光業を発展させるため、国内に次々とホテルを建設している。また海沿いを中心に、高所得者向けのマンションの建設も進んでいる。都市開発も行われたことで、街は以前よりも高級化している。

こうした変化は住宅・家賃価格に影響を及ぼした。一部では家主が年々家賃を引き上げるケースがあるという（Diaz 2021:36）。地主は自分の持っている土地を公営住宅やそのほか安価な住宅に建て替えて売却するよりも、富裕層向けのマンションや住宅に改修するほうが高く売却できるため、なかなか土地を市場に出さない。したがって、空き家は多いが、なかなか売却されないという悪循環な状況にある。

そもそもマルタ共和国では、第二次世界大戦後の住宅不足から、地主は土地を公営住宅として、安価に提供しよう政府から要請されていた。そのためももとは国民が安全・安心に生活ができるよう家賃や住宅の価格は政府により安価に提供されるよう取り決めがなされていた。しかし2018年に新たな住宅白書が公表されたことで、住宅市場が自由化された。そして、徐々に安価な住宅が減少していった。したがって、街中にある空き地は高値で契約され、古い空き家も改修後に観光客向けのゲストハウスへと作り変えられているというのだ（Diaz 2021:18）。

さらに拍車をかけているのが、マルタ共和国の賃金の低さである。同国の最低賃金はEU加盟国の中で最も低い。そのため働いても家賃やローンが払えない、いわゆるワーキングプア層を多く生み出しているのだ。

(2) 若者ホームレスの増加

若者ホームレスとは、若者がホームレス状態にあることを指す。日本でも2011年に飯島裕子が不可視化しやすい若者ホームレスの実態を、聞き取り調査から明らかにしている（飯島・ビッグイシュー基金 2011）。ごく普通の服装でなんら見た目が変わったところがないため、周囲からは気づかれにくい。実数の把握は難しく、発見が遅れることもある。

日本で若者がホームレスになる要因として考えられるのは、労働問題や住宅問題、また家族関係

の不安定さなどである。これらは複雑で、ゆっくりと事態を深刻化させていく。なお、ホームレスといっても長期間決まった場所で野宿をしているわけではなく、ファーストフード店、ネットカフェなどを転々としている場合もある（水島 2007：225）。

マルタ共和国でも、若者はホームレスになるリスクが高い。実際、路上には出ていなくても、実質的に家のない状態の若者が多い。ある年の調査によれば、ホームレスのシェルターを利用した年齢層は、25歳～39歳が全体の約4割を占め、そのほか18歳～24歳で2割と、それらをあわせると全体の6割を占める（Baptista & Marlier, 2019：40）。このようにマルタ共和国におけるホームレスを把握する際も、若者の貧困対策と関連づけて理解することが重要である。

では、そもそも若者がなぜ家を失うのか。直接的な要因は先ほど述べたように、住宅価格や家賃の高騰であるが、その他にもある社会的な変化が関係していると考えられる。それは、マルタ共和国における住宅観である。古くから同国では、賃貸住宅や公営住宅に住むものは貧しいとみなされていたようで、基本的に結婚をすれば住宅を購入するのが一般的であった（Lost dream of homeownership 2022）。しかし、昨今の住宅価格の上昇により、そもそも住宅を購入するのが難しく、賃貸に住まざるをえない状況である。もちろんその分収入が増えれば幾分か経済的な余裕ができるが、EUのなかでも最低賃金が最も低いため、ワーキングプアの若者が多く、賃貸物件に住むことすら厳しい。また、前項で述べた高所得層の増加とともに、マルタ国民の人口動態自体も変化しているという（Baptista & Marlier, 2019：52）。

国民の90%以上がカトリックを信仰するマルタ共和国では従来、離婚は認められていなかったが、2011年に実施された国民投票の結果、離婚が正式に認められるようになった。これを受けて、離婚もしくは別居をした夫婦が、単身者用の安価な住宅や賃貸物件を探すものなかなか見つからず、家を離れると同時にホームレスになるリスクが高まっている。なお、女性ホームレスが珍しくないというのもマルタ共和国のホームレス問題の特徴のひとつである。YMCAが調査した報告書によると、女性がホームレスになる理由として最も多いのは、ドメスティックバイオレンス（50.6%）、次いで経済的問題（49.4%）である（YMCA Malta 2022:32）。日本においても、女性ホームレスに関する研究がいくつかあるが、夫からの暴力から逃れるために命からがらに逃げるケースが紹介されている。それはマルタ共和国でも同様である。YMCAのシェルターでも、子どもを持つ母親が利用するケースが多いという。若者ホームレスとおなじく、彼女たちが住む家もマルタ共和国には十分に用意されていないのだ。

また、マルタ共和国では路上で金銭を要求することを禁ずる刑法での規定や、路上をうろつくことを禁止する条例があり、これらも野宿の阻害要因となっていると考えられる。

(3) 難民の増加

マルタ共和国のホームレスは、マルタ国民だけの問題ではない。国内には多くの庇護申請者、難

民、場合によっては不法滞在者が居住している。

マルタ国内の難民法は2002年に制定され、2004年のEU加盟後は多くの難民を受け入れている。そのほとんどはアフリカ諸国（リビア、ソマリア、スーダンなど）出身である。

難民の認定を受けるためには、マルタ共和国に到着してから収容施設（オープンセンター）に入所し、そこでまずは難民申請をする必要がある。この時点では庇護申請者である人々は、施設で身体検査や面接を受ける。難民と認められた際には、引き続き同国で生活することができるが、同時に収容施設も退所するため、マルタ共和国内で住まいと就労先を確保しておかなければならない。ただ、先ほど述べたように、マルタ共和国は最低賃金が低く、一般的に難民は建設現場での仕事もしくは清掃業などの低収入な職に就くことが多いとされている。その場合、高騰する家賃を払うことができないため、シェアハウスで生活することになる。そうした住居は個人のプライバシーが確保できるような場所ではない。そもそもシェアハウスに入居できない人々は、そこからあふれ出るため、難民がシェルターを利用するケースも出てきている。そのケースは全体の約4割で、非マルタ国民（多くが難民）である。

Ⅲ. 考察

1. 住宅問題としてホームレス問題を捉える

ホームレス支援に関して、居住場所の確保を優先させるアプローチが重要だということは、日本においても既に指摘されているところである。しかし日本では「住居はあくまで『個人の資産』としか捉えていない」（岡本 2016：41）とする見方が強い。

しかし、他国では住宅問題としてホームレスを捉えている国もある。たとえばイギリスでは、当初からホームレスの定義が住宅法に規定されていた。なぜなら、ホームレスが生み出される原因は購買可能な住宅が不足していると捉えたからだ。

日本と同様にマルタ共和国では現住所がない場合には様々な生活上の障壁が立ち上がる。特に、公営住宅へ入居申し込みするときは、現住所を申請書類に明記する必要がある。そのため、野宿者は一時的にシェルターに入所して住所を得なければならない。さらに、マルタ共和国の住民に対して発行されるIDカードという身分証は、現住所が確認できない場合は使用することができない。したがって、様々な問題が生じる。たとえば、先に述べたように公営住宅の入居申し込みができないこと、さらに求人への応募ができないことや投票権が剥奪されることなど、市民生活がかなりの範囲で制限される。こうした制限は、DV被害者にとってみると、現住所を確保しておくために、パートナーからの暴力に耐え続けなければいけないような状況を強いることにつながる。安全で安心な住居というのは、人々が生きる権利として最低限保障される必要がある。そのため、マル

タ共和国においてホームレスを定義する際には、イギリスのホームレスが住宅法に規定されていたように、住居は人々の権利として位置づけることが重要であり、日本においてもそうしたニーズは十分にあるだろう。

2. 家族関係の変容と若者に対する自立支援

マルタ共和国で人々がホームレスになる要因として、安価な住宅の供給不足だけでなく、宗教の世俗化に伴う家族関係の変容も絡んでいると考える。古くから社会・政治の幅広い範囲にカトリックが関与してきた。現在の与党は労働党であるが、国民党時代にはカトリックとの強い結びつきがみられた。しかし、第二次世界大戦後から徐々に世俗化が始まったとされる (Peace 2012)。

特に2011年の国民投票によって、カトリックで禁止されていた離婚が認められるようになった²。そのため、離婚や別居によって家を離れた人々が新たに住まいを獲得する過程でホームレスになるリスクが高まっている。

シェルターのベッド数や住宅 (公営住宅も含む) の不足は構造的・慢性的な問題であり、教会、家族、地域の相互扶助機能に頼ることがもはやできなくなっている。そのため、法律でホームレスを定義し、公的な支援、つまり社会福祉として支援を拡充させる必要がある。

また若者支援においては、日本でも十分な社会保障が用意されていないことが指摘されている (宮本 2014: 180)。これは、社会保障の設計自体が工業化時代を想定していたからであり、家族と企業が人々の生活を支えていたことによる。しかし、いまや若者の非正規雇用率は高く、そうした雇用形態では失業手当の支給条件さえ満たしていないケースが多いと推察される。さらに、経済的に不安定な家庭で養育された、実家で暴力を受けていたなど、複雑な家庭環境で育った若者は、そもそも帰る家がない。若者は青年期から成人期への移行期における一連のステップ (親元から離れて、働き、自ら生計を立て、家族を形成する過程) を歩むが、いわゆるその標準的な社会の水準に達することができない (宮本 2021: 15)。もちろん、社会保障制度を充実させることもひとつであるが、家族が前提となる社会構造ではなく、誰もが「『助けて』と言ひ合えるシステム」 (谷口 2020: 88) を社会のなかで創造することも必要になってくるのだろう。

おわりに

ここまで述べてきたとおり、マルタ共和国におけるホームレス問題は多岐にわたる。日本でホームレスが発見されたのは、寄せ場と呼ばれていた日雇労働者の現場からであったが、マルタ共和国でのホームレスの発見はそもそも野宿者としてのホームレスが増加したからではなかった。主に近年の住宅価格・家賃の高騰によって、慢性的に住宅供給が不足していることが直接的な要因になっ

ていた。そのほかにも、時代遅れの法律や家族関係の変容など、宗教に起因する理由もいくつかみられた。また、マルタ共和国ではホームレスを定義する法律がなく、公的な支援が十分に提供されていないという問題もある。それらはおそらく教会を中心とした支援では不十分で、社会福祉としてホームレスを公的に支援する必要性があることを意味する。

そのほかにも、難民の増加によるホームレス問題もあった。日本の出入国管理庁によれば、在留外国人は令和3年末時点で約276万人である。このように多文化共生の社会においては、見えない貧困の問題を日本人だけではなく、より広い視点で捉える必要があるのだろう。

また、今回は詳しく取り上げることができなかったが、日本でもホームレス問題に住宅供給を優先させるハウジングファーストの議論が出ている。この点は今後の検討課題としたい。

注釈

1. ゴールデンパスポートと呼ばれるもので、小国であるマルタ共和国にとっては、重要な財源のひとつである。マルタ国内への投資家を優遇する制度として始まり、国内での不動産購入や国債購入などの額に応じて、同国のパスポートを交付するという制度である。同じ制度はマルタ共和国だけでなく、キプロス共和国やブルガリア共和国などでも導入されていた。しかし、このような制度を採る国に対して欧州委員会は、犯罪の温床地になりかねないとして、審査の厳格化や廃止を要請してきた。そのため、同制度の廃止を決定した国もある。マルタ共和国も、勧告を受け同制度の廃止の意向を2022年に表明したが、実際に廃止するかどうかは不明である。なお、マルタ共和国のパスポートを手に入れば、シェンゲン協定に基づき、EU圏内を国境での検閲なしで自由に移動することができる。
2. 中絶については現在も刑罰の対象であり、女性のリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は十分に保障されていないといえる。

参考文献

- Baptista, I., & Marlier, E. (2019). Fighting homelessness and housing exclusion in Europe: A study of national policies. *European Social Policy Network & European Commission*. <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/2dd1bd61-d834-11e9-9c4e-01aa75ed71a1/language-en> (2022年10月8日閲覧)
- Dorianne Caviedes Diaz (2021) Homeless young people; a lack of adequate policies and legisla-

tion?

- 藤田博仁 (2012) 「新たなホームレス問題の展開」『愛知県立大学教育福祉学部論集』(愛知県立大学) 61, 29-35.
- 飯島裕子・ビッグイシュー基金 (2011) 『ルポ若者ホームレス』ちくま新書.
- 岩田正美 (2017) 『貧困の戦後史——貧困の「かたち」はどう変わったのか』筑摩書房.
- 厚生労働省 (2003) 『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0326-5.html> (2022年10月8日閲覧)
- 厚生労働省 (2007) 『住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書』<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/08/dl/h0828-1n.pdf> (2022年10月8日閲覧)
- Lost dream of homeownership (2022年7月4日), *Times of Malta*. <https://timesofmalta.com/articles/view/lost-dream-homeownership.965479> (2022年10月8日閲覧)
- 水島弘明 (2007) 『ネットカフェ難民と貧困ニッポン』日本テレビ放送網株式会社.
- 宮本みち子 (2014) 「若者が自立できる環境をどうつくるか」青砥恭・さいたまユースサポートネット編『若者の貧困・居場所・セカンドチャンス』太郎次郎社エディタス, 176-204.
- 宮本みち子 (2021) 「第1章 若者問題とはなにか」宮本みち子・佐藤洋作・宮本太郎編『アンダークラス化する若者たち——生活保障をどう立て直すか』明石書店, 13-37.
- 中山徹 (1999) 「日雇労働者の『野宿者』化と生活——『あいりん地域日雇労働者調査』を事例として」『社会問題研究』(大阪府立大学) 48(2), 103-124.
- 岡本祥浩 (2016) 「ホームレス政策と居住問題」『中京企業研究』38, 39-44.
- 谷口由希子 (2020) 「第3章 家族にまつわる不利と不平等——依存できない家族の中で大人になる」杉田真衣・谷口由希子編『大人になる・社会をつくる——若者の貧困と学校・労働・家族』明石書店, 66-92.